

文献資料からみた古代の塩

馬場 基 (奈良文化財研究所)

はじめに

文献資料からの古代の塩に関する研究は、広山堯道氏の総合的な一連の研究や(文献11)、岸本雅敏氏の研究(文献2)、また食生活の観点からの関根真隆氏の研究(文献4)や廣野卓氏の研究(文献10)などがある。また、出土木簡を利用した研究もおこなわれてきている。本稿では、これらを前提としつつ、近年の木簡の資料学的研究の深化を利用して、律令時代の塩の様相の一端をあきらかにしたいと思う。

I 都城出土塩荷札木簡と出土遺構

(1) 都城出土塩荷札の地域

都城からは、調として納入された塩に付けられてもたらされた、塩の荷札木簡が多数出土している。なお、調塩の荷札も存在するが、確実なものは2点のみである。都城出土の塩荷札は、ほぼ調塩の木簡とみてよいであろう。

木簡に記された貢納国をみると、東海・北陸・瀬戸内海・大阪湾沿岸諸国と各地に広がる。これは、『延喜式』に記された塩の貢納国(図1・表1)とよく合致するといえる(文献2)。このうち、特に出土点数が多いのは、若狭・周防の両国である。

さらに、この両国の塩荷札木簡に記された、郡名以下の地名に注目してみよう。若狭国は、遠敷郡・三方郡の双方の木簡が出土している⁽¹⁾。郷名までみると、内陸部に位置するとみられる地名(遠敷郡玉置郷)なども確認できる(表2-32ほか)。

海浜部以外の地域で、塩が生産されていたとは考えがたい。内陸部地域からの貢進は、薪炭の供給や土器の製作を担う分業体制、もしくは交易・交換による調達等を前提としており、考えざるを得ない。こうした分業や交易・交換も含めた体制についても、律令国家による生産体制の整備・介入が想定されている。若狭国はその全体が、律令国家によって、国

家規模の塩の一大供給地として位置づけられ、整備されたのである(文献5ほか)。

一方、出土点数では2番手に位置する、周防国の塩荷札についてみてみよう(表2-127~154)。周防国からの塩荷札は、ほぼすべて大島郡からのものである。大島郡以外の例外は、吉敷郡から3点(うち1点は塩荷札かは不明。形状等から塩荷札の可能性が高い)が確認される。このうちの2点、確実に塩荷札であるものは、どちらも吉敷郡神崎郷である(表2-130・143)。周防国塩荷札に現れる地域は、大島郡または吉敷郡神崎郷であり、地域的な偏りが大きい。若狭国が、国全体で塩の生産と貢納をおこなっていた様相とは、大きく異なっている。

なお、周防国塩荷札の多くが、長屋王家木簡である。長屋王の封戸との関わりで、地域的に偏っている可能性も存在する。確かに、郷名までみると、長屋王家木簡では大島郡屋代郷・務理郷が目立ち、平城宮内裏北外郭官衙の土坑S K 820出土木簡では大島郡美敢郷が目立つという差は存在する。だが、大島郡がほとんどで、わずかに吉敷郡神崎郷が存在する、という点では、長屋王家木簡も、それ以外の木簡も共通する。封戸の影響で、周防国内での偏りが存在していると考えする必要はない。

若狭・周防以外で塩荷札木簡が目立つ国としては、尾張国があげられよう(表2-4~21)。尾張国では、知多郡からのみ貢納されている。こちらでも塩を貢納する広がり国全体ではなく、地域的に絞られているといえる。

さて、周防国にせよ、尾張国にせよ、他にも海に接していた地域は存在する。これらの国々では、海浜部や塩生産地域すべてが塩の貢納地域とされていたのではなく、その中でも限定的な地域が律令国家への塩貢納地域に指定されていたのである。

以上から、若狭国は国全体が塩貢納国とされた一

方、周防国や尾張国では逆に地域を絞って塩貢納地域が設定されたと言える。律令国家は、意図的に地域を指定して塩の貢納をさせていたのであり、塩荷札の様相がそのまま全国の塩生産の様相を示すわけではない。ただし、逆にいえば、塩荷札の様相は、律令国家の塩政策の様相を直接的に映し出している可能性が高いことになる。

(2) 遺構と塩荷札木簡のずれ

さて、塩荷札木簡を分析していくと、出土遺構と不整合が生じることがある。一つは時期的な不整合であり、もう一つは塩の存在や塩関連遺物と塩荷札の不整合である⁽²⁾。

まず、時期的な不整合を確認しよう。周防国の塩荷札の年紀が、遺構の年代とおよそ3年程度以内に収まるのに対して、若狭国や尾張国ではそれを遙かに超え、20年に及ぶものもある(表3)。

平城宮のSK 820を例に、もう少し詳細に検討したい。SK 820は天平19年頃一気に埋められた、とみられている(文献6)。堆積状況と、木簡の年紀等が根拠となっている。実際、SK 820出土木簡に記された年紀は、天平17～18年のものが圧倒的に多い。この状況で、例外なのは若狭・尾張両国の塩荷札と、西海道諸国からの調綿の荷札である。つまり、どんな物品に付けられた荷札でも、古いものが混ざり込んでいるという状況ではない。

荷札木簡が廃棄されるのは、付けられていた物品が消費された段階であると考えられている。SK 820での廃棄状況から考えると、綿や若狭・尾張の塩は、生産・貢納から消費までの時間が長かった、ということになる。確かに、綿は食料品などとは違い、長期保存の利く品物であろう。すると、おそらくは若狭・尾張の塩も長期保存が利くものであったと考えられる。

だが、よく知られるように、古代法の世界でも塩は消失しやすい(潮解しやすい)ものと認識されていた(『延暦交替式』、史料1、文献2)。にがり分が、空気中の水分を吸収し、溶け出してしまうのである。若狭・尾張両国の塩が長期保存されていた、というのは、「塩だから腐らない、長期保存はできて当然」という視点で考えるべきではない。潮解を防ぐような何らかの処置がなされていたはずである。そして、周防国塩荷札の年紀はいずれも天平17年で、消費までの時間は

比較的短い。

こうした、若狭・尾張両国の塩と、周防国の塩の保存期間の差はSK 820に限らず広く確認できる。保存用に何らかの処置が施された塩を貢納していた若狭・尾張両国と、短期消費に充てられる塩を貢納していた周防国、という産地の対比を指摘することができるのである。

次に、塩の存在や塩関連遺物と塩荷札の不整合について述べよう。

西大寺食堂院の発掘調査では、巨大な井戸が発見され、その埋土から木簡が出土した(文献7)。出土木簡には、塩の支給に関わる木簡や、漬物に関わる木簡が含まれるが、塩の荷札・付札は全く確認されていないのである。同じ西大寺食堂院の発掘調査では、多くの製塩土器の破片が確認されている(文献3)。塩がこの地域に存在していたことは確実で、それも西大寺という巨大寺院全体の消費を賄う膨大な分量であるはずにもかかわらず、塩荷札は一点も出土していない。

一方、平城宮の至るところから塩荷札木簡は発見されるものの、製塩土器がそれに伴って膨大に出土する、ということはない。1万人に及ぶ役人たち⁽³⁾を支える塩が平城宮には集積されていたはずで、それにふさわしく宮内各地から塩荷札が発見されるのに比べると、都城での製塩土器はむしろ影が薄い。都城の発掘調査を見る限り、「塩の存在＝塩荷札の存在」でも「塩の存在＝製塩土器の存在」でもない。また、塩荷札と製塩土器の供伴は、積極的には認められない。

以上を整理すると、

A：塩荷札を付けられて貢納される塩(調塩)。製塩土器には入っていない。

① 保存用の処置が施された塩(若狭国・尾張国知多郡など)

② 短期間の消費に回される塩(周防国大島郡・同国吉敷郡神崎郷など)

B：製塩土器に入れられて都城に搬入された塩。荷札は付かない。

という3種類の塩の存在が想定できる。なお、製塩土器に入らずに運ばれたことと、「志摩国輪庸帳」(正倉院文書、表4-1)で塩を籠に入れていること、出土木簡から籠に入れて保管している事例が多く知られること⁽⁴⁾、などをあわせると、Aの塩は籠など植物